

和光市第四次地域福祉計画
中間見直し（案）

令和4年8月
和光市保健福祉部
和光市社会福祉協議会

第四次和光市地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間見直しにあたって

以下の基本方針に基づき、第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間見直しを行います。

①制度改正等を踏まえた施策の整理

令和２年の社会福祉法改正により、包括的支援体制の整備について「重層的支援体制整備事業」の実施の有無に関わらず、地域福祉計画に記載すべき事項として定められました。（法第１０６条の３第１項各号、１０７条第１項第５号関係）。

当市においても、改めて「地域住民が主体的に地域生活課題の把握・解決を試みることができる環境の整備」、「地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」、「多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築」について整理を行い、計画に定める必要があることから、法改正等を踏まえた計画の記載について見直しを行います。

②計画前期の実績を踏まえた施策の見直し

中間見直し時点において目標を達成できていない施策について、目標未達の分析を行い、目標達成のプロセスの見直し等により本計画期間中の目標達成を図ります。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大により地域活動の実情が大きく変わった等、やむを得ない状況により当初設定した評価指標及び目標が現状に即していないと判断されるものについては、新たな指標・目標を設定するか現状を踏まえ指標・目標の修正を行います。

③地域生活課題に横断的に対応する他福祉分野計画の、地域福祉計画への包含

市においては、生活困窮者の支援に係る個別計画として、生活困窮者自立支援計画を個別に策定しておりますが、生活困窮支援においては、単独の生活課題ではなく他の福祉領域（高齢・障害・児童）との関連を踏まえ横断的な対応を行う必要性が高いことから、横断的地域生活課題に対応することを目的としている地域福祉計画に包含し、以降は一体的に策定・進捗管理を行っていきます。

また、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成２８年法律第１０４号。平成２８年１２月成立、施行）において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあること（第４条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の「再犯防止推進計画」（平成２９年１２月閣議決定）を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務（第８条第１項）が課されています。

市においては、再犯防止においては生活困窮者支援や精神保健福祉等との連携が重要であると判断し、福祉の各領域に係る横断的な課題であることから、再犯防止推進計画を地域福祉計画に包含する形で策定します。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景・目的 (P.1)

【見直しの概要】

社会福祉法の一部改正に伴い、改正趣旨等について追記します。

《見直し内容》

令和3年4月から「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法の一部が改正されました。改正のポイントとして、地域福祉の推進について、従来から地域住民の参加をもって推進を行うこととされていましたが、今回の改正において改めて地域福祉推進の主体は地域住民であることが明示されました。

改正社会福祉法改正部分抜粋

○第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

また、地域福祉計画に記載すべき事項として、包括的支援体制の整備に関することが規定されました。

改正社会福祉法改正部分抜粋

○第107条（地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）を策定するよう努めるものとする。

（中略）

5 地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

「地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」は、「地域住民が主体的に地域生活課題の把握・解決を試みることができる環境の整備」、「地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」、「多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築」の3つのポイントにより構成されると社会福祉法に定められています。改めて本計画において和光市における包括的支援体制の整備について整理を行うことを追記します。

第1章 計画策定にあたって

2. 計画の位置づけ (P.9)

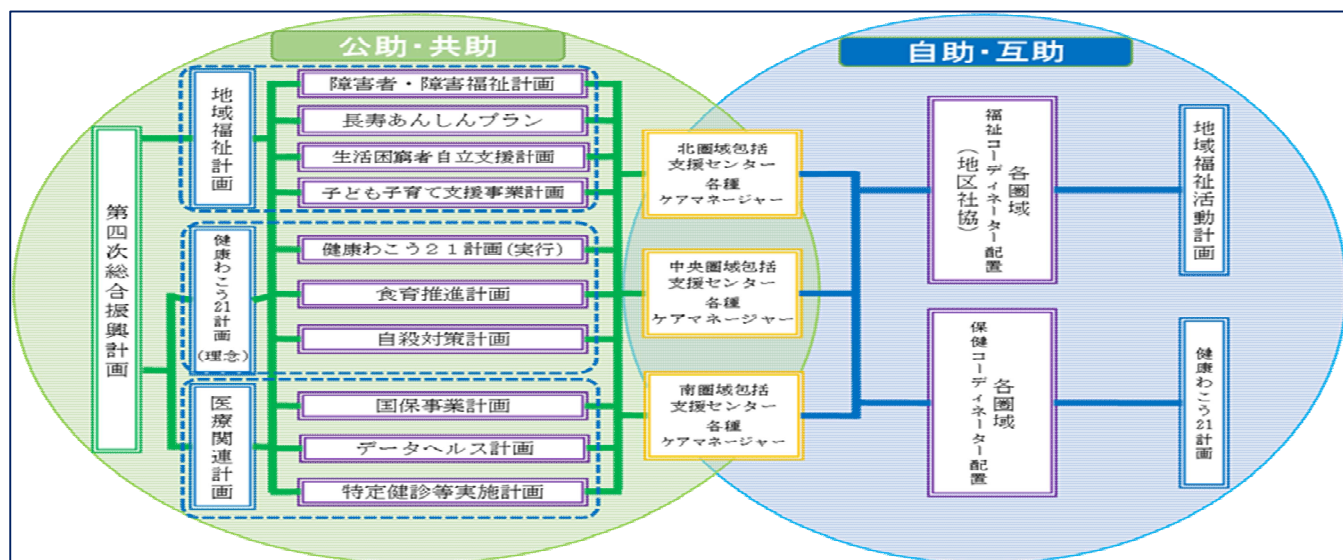
【見直しの概要】

地域福祉計画の行動計画としての側面を踏まえ、計画関係図の更新を行います。併せて、配置の予定のない保健コーディネーターについて関係図から削除します。

《見直し後》

差替え

《見直し前》



・上記の図は、各領域における理念計画である地域福祉計画、健康わこう21計画、医療関連計画と領域別の個別計画が連携するとともに、福祉・保健・医療の各領域における理念計画が相互に連携することで、関係する計画の施策全てが効果的に機能することを表しています。健康わこう21計画が福祉・保健の理念計画でもあり行動計画でもある点から表中の記載になっていることを踏まえて、地域福祉計画の行動計画としての側面を追記し他表に差し替えます。

第1章 計画策定に当たって

3. 計画期間 (P.13)

【見直しの概要】

生活困窮者自立支援計画の地域福祉計画への包含に伴い、計画期間を修正します。

《見直し後》

	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年
--	-------	-----------------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------

地域福祉計画（6か年計画）		第四次	第五次
生活困窮者自立支援計画（6か年計画）		第2期※	第3期
長寿あんしんプラン（3か年計画）	第7期	第8期	第9期 第10期 第11期
障害者計画・障害福祉計画（3か年計画）	第五次・5期	第六次・6期	第7次・7期 第8次・8期
子ども子育て支援事業計画（5か年計画）		第2期	第3期

※生活困窮者自立支援計画の地域福祉計画への包含に伴い、第2期生活困窮者自立支援計画の計画期間を修正

健康わこう21計画（10か年計画）	第2次	
食育推進計画（10か年計画）	第3次	
自殺対策計画（5か年計画）	第1期	第2期 第11期

生活困窮者自立支援計画について、当初令和3年度から令和8年度までの計画として策定していたものを、地域福祉計画に包含することから計画期間を令和7年度までの計画として修正し、令和5年度に中間見直しを行うことを追記します。

第2章 地域福祉に関する現状と課題

2. 統計データや各種調査から見る市の現状 (P.20)

【見直しの概要】

最新データへの差替え及び推計値との差異について記載します。

《見直し内容》

①人口推計※各年1月1日時点

	令和2年	令和3年	令和4年
推計値	83,280	83,772	84,242
実数	83,810	84,161	83,746
推計値と実数の差数	530	389	▼494

令和4年1月1日時点人口について、推計値においては84,242人と推計していましたが、実際の人口は83,746人であり、推計値より494人少ない人口で推移しています。なお、令和3年1月1日時点人口は84,161人であり、令和3年度推計人口は83,772人であることから、令和3年においては推計値を上回る人口で推移しており、令和4年に減少に転じた状況となっております

②世帯数・世帯員数※各年4月1日時点

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
人口	82,876	83,821	83,781	83,199
世帯数	41,175	41,928	42,265	42,152
平均世帯員数	2.01	2.00	1.98	1.97

人口については令和4年は減少に転じたものの傾向としてはほぼ横這いですが、世帯数については微増傾向にあり、令和3年には平均世帯員数が2.0人を下回っています。世帯員数の分布においては、独居世帯が世帯数全体の約半数を占めており、地域における孤立予防の取り組みの重要性が一層増しています。

③外国人数推移※各年4月1日時点

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国人数	2,478	2,622	2,461	2,228
外国人世帯数	1,482	1,574	1,453	1,254
人口に占める割合	3.0%	3.1%	2.9%	2.7%

外国人数及び外国人が人口に占める割合共に令和3年から減少に転じています。

第4章 基本施策の展開

令和4年度時点中間評価

番号	施策名	評価指標	令和4年度目標値	令和4年度見込み	評価指標に基づく評価
1	民生委員・児童委員との連携強化	欠員地区の解消	欠員地区の解消	欠員地区の増加見込	目標未達成 (前年比減少)
2	地区社協活動の推進	未設置地区への設立支援	令和3年度広沢小学校校区 令和4年度白子小学校校区	広沢小設置済み 白子小設置見込み	目標未達成 (年度内達成見込み)
3	地域防災における避難行動要支援者への支援	申請率向上	53%	33%	いずれも目標未達成 (前年比減少)
		支援者確保率向上	61%	50%	
4	地域福祉の担い手の人材確保と活躍できる場の拡充	地域活動体験会の実施	年1回以上の開催	年1回以上の開催(令和3年度は9回開催)	目標達成
5	保健福祉サポーターの滑動の充実	サポータ数 実働率	中間見直しにおいて設定	-	目標値が設定無いことから評価不能 (評価指標の見直し)
6	権利擁護の取組の推進	個別計画において定める	-	-	-
7	虐待の予防と対策の強化	個別計画において定める	-	-	-
8	統合型地域包括支援センターの整備	統合型地域包括支援センターの設置数	北・南エリアへの統合型地域包括支援センターの設置	包括的支援体制の構築にかかる検討	目標未達成 (施策内容の見直し)
9	地域福祉推進協議会の設置と地域福祉コーディネータの機能の充実	地域福祉推進協議会を整備する	南エリアに整備	未整備	目標未達成 (前年比維持)
10	多世代交流の仕組みづくり	多世代交流事業実施団体数	3団体	一部未実施	評価不能 (評価指標の見直し)
11	多文化共生の推進	中間見直しまでに検討	-	-	評価指標が設定無いことから評価不能 (新規に評価指標設定)
12	引きこもり対策	引きこもり関係事業の実施回数	中間見直しにおいて設定	-	目標値が設定無いことから評価不能 (新規に目標値設定)
13	自分らしくいられる居場所づくり	小地域福祉活動拠点や社会資源のマップ化	令和4年度に設定	-	目標値が設定無いことから評価不能 (新規に目標値設定)

第4章 基本施策の展開 方針1

誰も取り残さない、支え合える地域を作る (P.51)

【見直しの概要】

施策1「民生委員・児童委員との連携強化」

施策1については、欠員地区の解消を目標として設定していますが、現状欠員が発生しており、一斉改選に伴い欠員が増加する見込みが強いことを踏まえ、欠員の現状及び欠員地区解消の取り組みの強化について記載します。

施策2「地区社協活動の推進」 ※評価指標及び目標値については社会福祉協議会施策

施策2については、地区社協の最新の設置状況及び今後の見込みについて記載します。

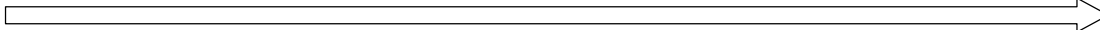
施策3「地域防災における避難行動要支援者への支援」

施策3については、申請率及び支援者確保率の向上を目標として設定していますが、申請率は増加しているものの目標値には届いておらず、また支援者の確保も難航していることから、目標値の見直しを図るとともに、普及啓発及び支援者確保の取組強化について記載します。

《見直し内容》

○施策1「民生委員・児童委員との連携強化」

〔評価指標/目標：欠員地区の解消/計画期間内における欠員地区の解消〕

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
計画目標	欠員地区の解消 				
達成状況	令和4年一斉改選において欠員増加の見込み				

令和4年12月の一斉改選において、任期の満了を迎え退任される民生委員・児童委員が一定数存在することから、欠員地区が増加する見込みです。特に白子1丁目、2丁目一部、南全域、諏訪及び諏訪原団地全域を所管とする地区においては欠員が多く生じる見込みがあります。

欠員の解消に向けては、従来の自治会や各種サポーター・ボランティア等への働きかけを継続するとともに、新倉小学校区及び広沢小学校区を除く各小学校区で設立された地区社協等に働きかけを改めて行う等、民生委員・児童委員協議会と連携し新たな人材の確保を進めていく事を市の取組に追記いたします。

○施策2「地区社協活動の推進」 ※評価指標及び目標値については社会福祉協議会施策

[評価指標/目標：未設立地区の地区社協の設置/広沢小・白子小・新倉小区の設立]

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
計画目標	広沢小学校区	白子小学校区	新倉小学校区	-	-
達成状況		白子小学校区	広沢小区(見込) 新倉小区(見込)	-	-

白子小学校区については目標通り令和4年度5月に設立をしています。

(参考) 地域別設立状況

圏域	学校区	名称	設立年月
北圏域	白子小学校区	白子小学校区地区社協	令和4年5月～
	下新倉小学校区	グリーンすまいる	平成30年3月
	新倉小学校区	未設置	
	北原小学校区	北原ふれあいの会	平成30年3月～
中央圏域	第3小学校区	第三小学校区地区社協	平成29年2月～
	広沢小学校区	未設置(令和5年度中設立見込み)	
	本町小学校区	本町小学校区地区社協	平成29年3月～
南圏域	第4小学校区	第四小学校区地区社協	令和2年3月～
	第5小学校区	西午房・桜地区社協	平成29年6月～

○施策３「地域防災における避難行動要支援者への支援」

[評価指標/目標１： 対象者の申請率/令和７年度までに６８％]

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
申請率 (計画)	４３％	４８％	５３％	５８％	６３％	６８％
申請率 (達成状況)	２８％	３３％	３３％※			

[評価指標/目標２： 申請者の支援者確保率/令和７年度までに６７％]

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
支援者確保率 (計画)	５７％	５９％	６１％	６３％	６５％	６７％
支援者確保率 (達成状況)	５６％	５３％	５０％※			

避難行動要支援者への支援について、申請率及び支援者確保率が共に低調であったことから、それぞれの率の向上を目標としていましたが、令和４年４月時点において申請率３３％、申請者確保率５０％といずれも目標値を下回っており、且つ、前年比でも減少している状況があります。申請率については、対象者の内３割しか登録されていないという状況があり、申請者確保率については年々減少しているという現状があります。

《令和４年４月時点申請状況》

	介護	身体障害	精神障害	療育	難病	総計
対象者数	１，１５５	５１１	４９	２９９	９※	２，０２３
申請者数	４０８	１７０	６	７６	８※	６６８
申請率	３５．３％	３３．３％	１２．２％	２５．４％	８８．９％	３３．０％
支援者確保数	２４３	６５	１	２５	３	３３７
支援者確保率	５９．６％	３８．２％	１６．７％	３２．９％	３７．５％	５０．４％

登録要件別の申請率をみると、介護要件（要介護２以上又は７５歳以上であって要介護１以上）に該当する方の申請率及び２級以上の身体障害者手帳を有している方の申請率は３３～３５％程度であるのに対し、Ｂ等級以上療育手帳を有している方の申請率は２５．４％、１級の精神障害者手帳を有している方の申請率は１２．２％と低調です。また、対象者の母数は少ないですが難病の方の申請率は８８．９％※となっています。

一方、支援者確保率について介護要件にて登録されている方は約６０％と概ね目標値を維持していることに対し、精神障害者手帳要件にて登録されている方以外は３０％台、精神障害者手帳要件にて登録されている方については１０％程度と低調です。

現状値が目標値を大きく下回ることから、未申請者の生活状況（各種サービス利用状況や世帯構成、住民組織との関わりの有無等）を分析し、支援・配慮を要する世帯に直接的にアプローチする手法等を検討することにより、申請率・支援者確保率の向上を図ることを追記します。

第4章 基本施策の展開 方針2

住民一人ひとりが助け合い、支え合える人材を育て、活躍の場を作る (P.64)

【見直しの概要】

施策4「地域福祉の担い手の人材確保と活躍できる場の拡充」 ※評価指標及び目標値については社会福祉協議会施策

現状の施策を継続し、特段の修正は行いません。

施策5「保健福祉サポーターの活動の充実」

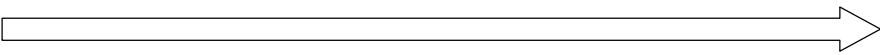
施策5については、保健福祉サポーター員数、実働割合を評価指標として設定している中で、介護予防サポーターとヘルスサポーターの統合等を進めたことから、各サポーターの現状及び今後の活動見込みについて記載します。併せて、当初計画において本施策にかかる評価指標「サポーター実働割合」について、その目標値を中間見直しにおいて検討することとしていることから、現状を踏まえた目標の見直しを行ういます。

《見直し内容》

○施策5「保健福祉サポーターの活動の充実」

〔評価指標/目標：保健福祉サポーター数、実働割合/中間見直し検討〕

〔保健福祉サポーターの活躍の場の創出に係る現状〕

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
計画目標	統合サポーター名簿の作成・管理	名簿の効果的な活用 				
達成状況	各種サポーターの活動状況分析	介護予防サポーター、ヘルスサポーターの統合				

保健福祉部が所管する各サポーターについて各所管課担当者及び社会福祉協議会担当者と現在のサポーター活動情報等の共有をし、今後の活動の方向性について協議を行った結果、ヘルスサポーターと介護予防サポーターについては、現在のサポーターの登録状況や活動内容を踏まえ、ヘルスサポーターに介護予防サポーターを包含する形でサポーターの養成や活動の展開をしていく方針として調整を行いました。

令和4年度時点においては、介護予防サポーターの名称は廃し、ヘルスサポーター活動の中に介護予防活動等を包摂する形で活動を行っていますが、感染症拡大予防の観点から地域住民を集めて交流するような大規模な活動は実施しておりません。

また、あいサポーター活動については、民生委員・児童委員協議会と協働し普及・啓発活動を行っており、令和2年度には市内中学校においてサポーター研修を実施、令和3年度は民生委員・児童委員を対象に、外部講師を招いての研修を実施しております。

いずれもが新型コロナウイルス感染拡大に伴い活動規模を縮小している中で、当初見込みである「サポーター実働割合・サポータ数」のうち具体的な活動を伴う実働割合を評価指標として施策の評価を行うことは困難であることから、普及啓発を目的としたサポーターの養成を評価指標とし、計画後期の活動について評価を行うことを追記します。

第4章 基本施策の展開 方針3

すべての住民が安心して暮らせる地域を作る (P.71)

【見直しの概要】

施策6「権利擁護の取組の推進」

現状の施策については、高齢・障害等各分野において継続して実施することと併せて、市民後見人の養成状況及び今後の方向性について追記します。

施策7「虐待の予防と対策の強化」

現状の施策を継続し、特段の修正は行いません。

施策8「統合型地域包括支援センターの整備」

社会福祉法に定めのある、「包括的支援体制の整備」として施策を整理し、地域における統合型地域包括支援センターの整備の在り方とあわせて、包括的な支援体制の構築について記載します。

施策9「地域福祉推進協議会の設置と地域福祉コーディネーターの機能の充実」※評価指標及

び目標値については社会福祉協議会施策

現状の施策を継続し、特段の修正は行いません。

《見直し内容》

施策6「権利擁護の取組の推進」

〔評価指標/目標： 分野別計画の中で個別に策定〕

〔市民後見人の養成に係る現状〕

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
市民後見人養成 講座実施状況						
市民後見人養成 状況						
市民後見人活動 員数						

施策に係る取組内容のうち、市民後見人養成については、〇年に養成講座を、〇年にステップアップ講座を実施し、現在〇〇人が市民後見人の養成講座を修了しています。一方で市民後見人講座を修了した方が、実際に市民後見人として活動している事例は現状ではございません。今後、市民後見人の活躍の場について、方針を記載します。

施策8「統合型地域包括支援センターの整備」

〔評価指標/目標： 統合型地域包括支援センターの設置数/令和4年度中に全整備〕

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
計画	統合型地域包括支援センターのあり方の整理	北・南エリアにおける統合型地域包括支援センターの設置（整備手法・事業者選定の検討も含む）		統合型地域包括支援センターのあり方等について、必要に応じて評価、見直しの検討		
実績	統合型地域包括支援センターのあり方の整理を進めた。	和光市統合型地域包括支援センターのモニタリング及び評価結果を公表した				

高齢者施策の地域包括支援センター、障害者施策の地域生活支援センター、子ども・子育て支援施策の子育て世代包括支援センター、生活困窮者支援施策の暮らし・仕事相談センターの各圏域における整備が福祉の分野別行動計画（高齢・障害・子ども）に定められています。これらのセンターが有する機能を統合し、組織や制度の縦割りを解消して、相談・支援・調整の効率化とケアマネジメントの一元化を図る事を目的として、平成30年度に中央エリアに「統合型地域包括支援センター」を開設し、事業を実施しています。

計画においては、北エリア及び南エリアにおいても同様に統合型地域包括支援センターの設置を進めることを目標としていますが、事業の評価・検証を進める中で、現行の中央エリアにおける統合型地域包括支援センターの事業モデルを他のエリアでそのまま実施するには、実施可能な事業者や具体的な支援拠点の有無、既存の分野別支援拠点との連携等様々な課題があることを確認しました。

一方で、地域住民が抱える複合的な生活課題に対し、統合的に対応できる体制として、社会福祉法に定める「包括的支援体制の整備」における、「地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」、「多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築」を進めることは必須であることから、各エリアの実情に応じた包括的な支援体制の整備を行うことを計画に記載します。

包括的な支援体制の整備に当たっては、既存の地域支援拠点間及び行政の連携をより円滑にするための体制構築について、有識者を交え検討をすすめていることから、令和5年度以降の本計画進捗において、適宜報告いたします。

第4章 基本施策の展開 方針4

地域特性を活かしたつながりづくりを推進する (P.83)

【見直しの概要】

施策10「多世代交流の仕組みづくり」

新型コロナウイルスの感染拡大をふまえ、交流事業等については大きく規模を縮小していることから、当初計画していた活動はできていません。目標を見直すと共に、感染症の蔓延予防を前提とした活動のありかたについて追記します。

施策11「多文化共生の推進」

評価指標及び目標値に関しては、中間見直しにおいて設定するとしていましたが、現状有効な指標がなく、今後他部局が策定を行う和光市国際化推進計画において「外国籍市民の意見・要望の把握」を行うとされていることから、国際化推進計画における調査結果等を踏まえて目標値の検討を行います。施策については現状の施策を継続し、特段の修正・追記は行いません。

施策12「ひきこもり対策」※評価指標及び目標値については社会福祉協議会施策

評価指標をひきこもり関係事業の実施回数として、目標値に関しては中間見直しにおいて設定するとしていたことから、活動実績等を踏まえた目標値を設定します。

あわせて、ひきこもりセンターの活動内容についても追記します。

施策13「自分らしくいられる居場所づくり」※評価指標及び目標値については社会福祉協議会施策

評価指標を小地域福祉活動団体等の活動拠点や社会資源のマップ化として、目標値に関しては中間見直しにおいて設定するとしておりましたが、活動実績等を踏まえた目標値を設定することは現状困難であることから、本見直しにおいては目標値の設定は行はず、今後の地域活動の動向等を見定め目標値の検討をいたします。

施策については現状の施策を継続し、特段の修正・追記は行いません。

《見直し内容》

施策１０「多世代交流の仕組みづくり」

〔評価指標/目標値：多世代交流事業実施団体数/令和７年までに５団体〕

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
実施団体数 (計画)	２団体	３団体	３団体	４団体	４団体	５団体
実施団体数 (現状値)	活動確認で きず	活動確認で きず	活動確認で きず			

新型コロナウイルス感染拡大の影響により多くのイベントが中止となる中で、計画に定める、地域住民が幅広く参加できる多世代交流事業の実施についてもその多くが中止となっています。令和４年度においては、感染症対策に留意して一部のイベントについては再開の見込みがありますが、依然として感染症の蔓延が危惧される中で、その開催については流動的な状況があります。

本計画の期間においては、今後も感染症拡大のリスクを常に認識しながら事業の実施について検討を行う必要があるため、当初評価指標として設定していた[事業実施団体数]について見直しを行います。令和５年度において地域と住民の交流等地域活動の実態把握の為の調査が他計画において予定されていることから、その調査結果による現状値を把握したうえで目標値を新たに検討いたします。

あわせて、新型コロナウイルス感染拡大下及び蔓延防止下における活動のありかたとして、ICT等を活用した交流の手法等について施策に係る取り組みに追記いたします。

施策１１「多文化共生の推進」

〔評価指標/目標値：中間見直しにおいて検討〕

〔多文化共生に係る取り組みの推進〕

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
行動計画	多文化共生のための施策 検討・方向性とりまとめ		多文化共生のための施策の実施			
行動実績	福祉関係課への対応状況 調査の実施。		多言語翻訳アプリのタブレットの導入による外国語対応が必要な窓口における活用			

評価指標及び目標値において、中間見直しにおいて検討することとしていますが、庁内他部局が別途策定している、和光市国際化推進計画において「外国籍市民の意見・要望の把握」を今後行うとされていることから、調査により把握された地域に暮らす外国籍市民の生活課題を踏まえ、評価指標及び目標値の設定を検討いたします。

施策１２「ひきこもり対策」

[評価指標/目標値：ひきこもり関係事業の実施回数/中間見直し検討]

[ひきこもり支援に係る取り組みの推進]

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
計画	ひきこもりセンター（仮称）の設置及びひきこもりに関する普及啓発活動の実施					
実績	アウトリーチ事業実施	アウトリーチ事業実施				
計画			当事者家族のための情報共有の場の設置			
実績		当事者家族のための情報共有の場の設置				

ひきこもりの方及びひきこもりの方の家族支援については、令和２年度よりアウトリーチ事業を開始するとともに、令和３年度にはひきこもり当事者同士の交流の場としてフリースペースや家族向けのひきこもり相談会を開催する等、個別支援及び普及啓発の活動を進めてまいりました。

また、ひきこもりセンター（仮称）につきましては、令和４年度より社会福祉協議会に業務委託を行い、アウトリーチ事業の継続や、地域の実態調査等を進めております。

評価指標をひきこもり関係事業の実施回数とし、目標値を中間見直しにおいて定めるとしておりました。令和４年度のひきこもり当事者及び家族向けのひきこもり相談会の開催数を実績として、令和５年度以降の目標について設定をいたします。

施策１３「自分らしくいられる居場所づくり」

[評価指標/目標値：小地域福祉活動団体等の活動拠点等のマップ化/中間見直し検討]

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
行動計画	地域福祉活動団体等のマップ作成・管理・運用					
行動実績	マップ案を作成し、地域ケア会議にて試験的に使用開始した 助成金の交付や、既存の公共施設における活動の場の活用について検討を行った					

第4章 基本施策の展開 ○○

再犯防止の推進（和光市再犯防止計画）

【施策○○ 再犯防止の推進～保護司との連携強化～】

〔評価指標/目標値：再犯率の低下/前年比で減少を図る〕

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
再犯率 (計画)						
再犯率 (現状値)						

【施策の概要】

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

犯罪をした者の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するためには、継続的にその社会復帰を支援することが必要です。

なお、本施策は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置付けられます。

市の取り組み

- ・ 市民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるための啓発活動
市のホームページや広報誌において、保護司会等の活動を紹介し、市民の理解促進を図ります。
- ・ 犯罪をした高齢者や障害者、生活困窮者等への適切な福祉サービスの提供
犯罪をした高齢者や障害者、生活困窮者等であって地域で自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるような保護司会等との連携を図ります。
- ・ 中学校長と保護司の懇談会
市内中学校の校長と保護司が、保護司活動内容への理解促進、犯罪の未然防止などを目的として意見交換を行います。
- ・ DV等の被害に応じた支援
犯罪や非行をした者については、DV（配偶者等による暴力）や児童虐待に遭っている場合があり、こうした問題が犯罪や非行の背景にあることが少なくありません。そういった事例があれば、児童相談所や要保護児童対策地域協議会と連携しながら迅速かつ適切に対応します。

第4章 基本施策の展開 ○○

生活困窮者支援の推進（和光市生活困窮者自立支援計画）

〔プロセス評価指標/アウトカム評価指標〕

基本目標	評価の視点	プロセス評価 のための指標	アウトカム評価 のための指標
複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援	早期に生活困窮者からの相談を受け、課題の評価・分析・ニーズの把握を行い、自立支援計画に基づく支援を実施する体制ができているか	自立相談支援事業の新規相談受付件数※1 令和3年度 180件 令和4年度 180件 令和5年度 180件	プラン作成件数のうち、解決に結びついた「変化あり」の割合※2 令和3年度 85% 令和4年度 85% 令和5年度 85%
自立に導く適切な就労支援	直ちに求職活動を行うことが困難な人に対して、一般就労に向け、生活困窮者の状況に応じた支援が実施できているか	就労支援対象者数※3 令和3年度 54件 令和4年度 54件 令和5年度 54件	就労・増収率※4 令和3年度 75% 令和4年度 75% 令和5年度 75%
貧困の連鎖を断ち切るための学習・生活支援	負の連鎖を断つための手段として、子どもへの学習の場を提供する学習支援が有効に機能しているか	和光市アスナル学習支援教室への出席率（全体） 令和3年度 80% 令和4年度 80% 令和5年度 80%	和光市アスナル学習支援教室参加者の高校進学率 令和3年度 100% 令和4年度 100% 令和5年度 100%
一時的に経済的に困窮している世帯への生活支援	一時的に経済的に困窮している世帯への生活支援を行った結果、再び安定した生活に戻ることができたか	住居確保給付金の支給件数※5 令和3年度 120件 令和4年度 120件 令和5年度 120件	住居確保給付金の支給後、生活保護になった世帯の割合 令和3年度 0% 令和4年度 0% 令和5年度 0%

※1 国が示している目安値（人口10万人・1ヶ月当たり16件）を参考に設定

※2 国が示している目安値（プラン作成件数（新規相談受付件数の50%）のうち自立に向けて改善が見られた者の割合85%）を参考に設定

※3 国が示している目安値（プラン作成件数の60%）を参考に設定

※4 国が示している目安値（就労支援対象者の75%）を参考に設定

※5 コロナウイルスの影響により令和2年4月～9月の支給件数は147件と月平均24件であったが、7月以降、新規での受付は月平均15件と落ち着いている。コロナ前の生活に徐々に戻りつつあるが、令和3年度以降も月10件程度の新規受付があるとして設定

※6 令和6年度以降の指標は中間見直しの際に検討予定

【施策の概要】

①複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援

近年、少子高齢化・核家族世帯の増加などの社会構造等の変化により、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。こうしたニーズに対応する包括的な相談支援を行います。

②自立に導く適切な就労支援

高齢や病気、障害などによる失職が困窮の原因となっている生活困窮者が再び就労し、安定した生活を送るために、社会情勢や個人の状況に応じた就労支援を行います。

③貧困の連鎖を断ち切るための学習・生活支援

家庭の所得差や、医療・教育などあらゆる選択肢や機会が奪われることで、大人になっても貧困状態が解消されず、子どもにまでその状態が続いてしまうといった貧困の連鎖があります。この連鎖を断ち切るため、子どもへ学習の場を提供する学習支援、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援などを行います。

④一時的に経済的に困窮している世帯への生活支援

社会環境の変化等により、離職・廃業に追い込まれ経済的に困窮している人が、再び安定した生活を営めるよう、家賃相当分の住居確保給付金の支給などの生活支援を行います。

生活困窮者自立支援計画については、令和3年度に策定をした計画であることから、本計画の実績を踏まえた中間見直しは、令和5年度において実施いたします。